

1 概況

妙高市文化ホールは今年開館30周年を迎えます。

妙高市文化ホールの使命は、教育及び文化の向上並びに福祉の増進を図るため、「学習の機会や優れた芸術文化活動の鑑賞、発表の場の提供」「市民の自由で清新な創造エネルギーを活かした個性と心豊かな地域文化、市民文化の推進」を行うことにあります。このことは、文化芸術基本法の前文にもあるように人々の変わらない願いである「文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すこと」であり、ひいては「人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界平和に寄与」し、「それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てる」ことでもあります。

私たちは、東日本大震災により、古来の歴史遺産や言い伝え、人と人との「絆」がいかに大切か、そして人間にとっての幸せとは何かをあらためて思い知らされました。

開館30周年を迎えるにあたり、芸術文化という感性で個性豊かで創造性のあふれるまちづくりをさらに推進するため、「かおり高い文化の継承」と「地域の魅力＝人づくり」を統一テーマとし、地域の歴史と文化そして文化の持つコミュニケーション力を活かした記念事業を実施するとともに、従来より継続している事業の充実、受託施設の利用促進に努めてまいります。

2 基本方針

設立当初の理念を引継ぎ「市民の自主的な芸術文化活動を推進し、市民文化の向上と地域文化の創造を図り、健康で明るく、こころ豊かな市民社会形成に寄与する」ことを定款の目的に掲げ、これまで以上の公益増進を目指し、各種公益目的事業を実施することにより、当事業団に与えられた役割を果たしていくよう努力してまいります。

3 事業内容

(1) 公益目的事業（公益財団法人妙高文化振興事業団定款第4条）

①魅力ある芸術文化鑑賞機会の提供

質の高い舞台公演を通じ、地域に住む人々の芸術文化享受の機会増大を図ります。

ア 公共ホール演劇ネットワーク事業

劇団柿喰う客公演「長ぐつをはいたねこ」（共催／財団法人地域創造）

②市民参加協働事業の充実

市民の企画や参加する事業を通じ、地域の芸術文化活動を喚起します。

ア けやきの森ジュニア合唱団

- イ 妙高ヴァイオリン教室（幼児・初心者向け）
- ウ 演劇教室
- エ マイ マリンバ！
- オ スタインウェイをマイピアノに！

③教育機関や演奏家、芸術カンパニー等と連携した事業の推進

大学等と連携した事業や学校等への出前公演、芸術カンパニーによるワークショップなどを通して、より多くの子供たちに文化芸術との出会いの機会を提供し、将来の観客と芸術家を育成します。

また、演奏家等と連携し、リーズナブルな料金の文化公演を提供することにより、気軽に文化に触れるきっかけ作りを行います。

- ア 公共ホール演劇ネットワーク事業学校対象アウトリーチ（劇団柿喰う客）
- イ 公共ホール演劇ネットワーク事業市民対象ワークショップ（劇団柿喰う客）
- ウ 市内5歳児対象 音楽アウトリーチ公演（県内演奏家等）
- エ ワンコインコンサートシリーズ（県内演奏家等）
- オ ワンコイン日本の伝統芸能シリーズ（日本舞踊）

④芸術文化関係団体や市との協働によるまちづくりのための事業実施

芸術文化関係団体と連携して、伝統芸能の保存継承や市民ボランティアの養成を通じ、賑わいのあるまちづくりを目指すとともに、市と連携し文化施策の推進を行います。

- ア 妙高和太鼓フェスティバル
- イ 妙高演劇フェスティバル
- ウ 市民企画展
- エ 邦楽の調べ
- オ My o k o ウインドオーケストラ演奏会
- カ 東京芸術大学学生による指導会
- キ みょうこう夏の絵本まつり
 - ・講演会と絵本原画展
 - ・絵本朗読会
 - ・創作ワークショップ
 - ・絵本から飛び出したレストラン
- ク 小学校芸術鑑賞教室（1・2・3年）「こどおん音楽隊」
- ケ 小学校芸術鑑賞教室（4・5・6年）「東京アカデミック管弦楽団」
- コ 中学校芸術鑑賞教室（全学年）「震災ヴァイオリンコンサート」

⑤文化ホール開館30周年記念事業

ホール開館30周年記念事業のメインプログラムとして妙高と縁の深い岡倉天心原作のオペラ「白狐（びゃっこ）」日本語版を制作し世界初演します。また、それにむけて各種プログラムとステージ事業を実施。各種団体と連携した市民参加型の事業展開を行います。

- ア 公開シンポジウム「講演会&パネルディスカッション」
- イ 市民ステージ
- ウ オペラ「白狐」日本語版世界初演
- エ 記念事業記録映像を含む記念誌等の作製

⑥芸術文化福祉施設の管理運営と貸与

指定管理者として市より管理受託する妙高市の芸術文化福祉施設の管理運営を行うとともに、文化・福祉活動を行う市民に貸与することにより、教育・文化の向上と福祉の増進を図ります。（指定管理期間：平成29年3月31日まで）

- ア 妙高市文化ホール
- イ 新井総合コミュニティセンター
- ウ 妙高市図書館
- エ 新井ふれあい会館
- オ 妙高市新井市民の広場

(2) 収益事業（公益財団法人妙高文化振興事業団定款第5条）

公益目的事業の推進に資するため、公益事業として行う妙高市の芸術文化福祉施設の貸与事業未使用時に、教育文化の向上と福祉の増進を図る目的以外の利用に対して施設を貸与します。なお、収益については公益目的事業の財源に充当します。